

京都府の医療的ケア

京都府立特別支援学校長会 会長 酒井 弘

(京都府立聾学校長)

平成16年に厚生労働省の「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究」において検討され、その報告から「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」が出されました。私はその年に京都府教育庁指導部障害児教育課（現 特別支援教育課）の指導主事として担当しました。私は何も知らない教員であったため向日が丘養護学校の山田定宏先生にいろいろ教えていただきました。勉強していく中で国も看護師が常駐すること、必要な研修を受けること等を条件に、実質的違法性阻却の考え方に基づいて養護学校の教員がたんの吸引や経管栄養を行うことは「やむを得ない」との考え方となったことで京都府も制度として整備しなければと考えました。京都府ではそれまでも調査研究及びモデル事業を実施し、医療的ニーズの高い児童生徒等に対する教育の保障を行って来ました。その中身は何より児童生徒と教員の信頼関係の向上や授業の継続性の確保、登校日数の増加、保護者が安心して学校に通わせることができる安心感など大きな意義がそこにあったと思います。私は文部科学省の研修を受けたり東京で行われる医療的ケアの勉強会に参加し、特に向日が丘養護学校から多くのことを学ばせていただきました。

その頃はたんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理され医師や看護師などの免許が必要で、免許を持たない教員が行うことは法律上禁止されていました。しかし、教育の保障は待たない状況でした。知事部局の医務課を通じて医師会、看護協会に御理解をいただけるよう説明をし御協力をお願いをしました。様々な整理もできたことで京都府は医療的ケアの必要な児童生徒がいる学校に看護師配置を決定しました。以上の経過で平成17年度より各校に看護師配置を行い現在の制度がスタートをしました。これ以後は看護師を中心としつつ、教員と看護師の連携による実施体制が確立していきました。

体制整備として養護学校を所管する教育委員会が学校を統括的に管理することとし、ヒヤリハット等の事例の蓄積及び分析を行い、養護学校内で校長を中心とした校内委員会を設置しました。管理体制としては、医師等、学校医を含む学校関係者、有識者等による医療的ケア運営会議などを教育委員会主催で行い、看護師の配置、校医や主治医及び医療機関との連携協力、教員の養成などを行っていきました。その際に南京都病院の宮野前先生や京都教育大学の郷間先生の献身的な御尽力によるところが大変大きく、教員の研修や医療的ケア運営協議会へのアドバイスなど物心両面で支えていただきました。

現在は特別支援学校において認定特定行為業務従事者となる者は、学校においては児童生徒の教育活動を本務とし、特定の児童生徒の特定の行為に限られるものであることを踏まえ、第3号研修が必要となり、認定証の交付を受けた教員が医療的ケアを行うこととなりました。このため、養成に当たっては教育委員会が登録研修機関となって、長期休業期間を使って研修会を開催し、配置された看護師の中から実地研修の指導にあたる看護師を指名するなど、計画的な研修体制や学校の協力体制が不可欠となってきました。

ここまで充実してきたのは多くの関係者の方々の御尽力によるものと心から感謝を申し上げます。今後は更に京都府の医療的ケアが児童生徒・保護者にとって安全安心なものとなり学校生活が充実することを心から祈っています。